

令和2年6月1日

お客様各位
お取引先各位

税理士法人 YMG林会計
代表社員 林 充之

緊急事態宣言解除後における対応について

謹啓 初夏の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

去る5月25日夜、新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言が全面解除されました。継続中だった北海道と首都圏の東京、埼玉、千葉、神奈川の計5都道県が対象から外れることとなりました。

弊社では、緊急事態宣言の発令に伴い、新型コロナウイルス感染症の予防のため、手洗いやうがいの励行、マスクの着用や咳・くしゃみエチケットの徹底、室内換気への配慮や除菌対策などの方策を講じてきました。また、弊社社員の働き方も政府方針に従って、お客様・お取引先・社員及びその家族の皆様の安全を確保することを目的として、テレワーク制度を導入し、社員の在宅勤務対応をさせていただいてまいりました。

お客様・お取引先の皆様には、ご不便・ご迷惑をお掛けいたしました。この状況を鑑みまして、ご容赦を賜りたく存じます。

さて、緊急事態宣言が全面解除されたとはいえ、新型コロナウイルス感染症の脅威が去ったわけではなく、残念ながら、今後もコロナ以前の生活には戻れないと予想され、ワクチンが開発されるなど根本的な解決策が示されるまでは、経済活動の維持と感染対策を両立させるために「コロナを常に意識した生活」を続けていく必要があると考えます。

そして、今後の経営戦略に欠かせない戦略的キーワードは「安心」です。いかに安全を意識した事業者であるか、お客様・お取引先・社員及びその家族の皆様のためにいかに対策をとっているかが今後の事業の展開上、必須の項目と言えます。

そこで弊社においても「安心」というキーワードを経営方針に掲げ、今後の対応を下記のとおりさせていただきたく存じます。お客様・お取引先の皆様には、依然としてご不便・ご迷惑をお掛けすることとなりますが、何卒ご理解のうえ、ご容赦を賜りたく存じます。

なお、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、罹患された皆様、事業や生活に影響を受けている皆様に心よりお見舞いを申し上げます。一刻も早い終息を心より祈念しております。

1. 執務体制

① シフト制により週1～3日の在宅勤務とします。

出勤者：受付、電話・郵便・宅急便・ファックス他に対応します。

執務時間：午前8：30～午後5：30

② お客様への訪問を原則として遠慮させていただきます。代替手段として「ZOOM」等の通信手段を使ったお打ち合わせをお願いします。また、訪問する際もマスクを着用しての応対で失礼させていただきます。

③ お客様・お取引先の皆様が弊社へお越しいただく場合には、担当社員がアルコール消毒又は手洗い及びマスクの着用をお願いしております。

④ お客様の資料は、極力、直接の受け渡しを避け、資料等のデジタル化を推進していただきメール等による受け渡しを用いることとし、その他郵便・宅配便又はファックスを通じてお預かりすることにします。

⑤ 在宅勤務中は執務時間内ですので、担当社員が弊社事務所に不在でも弊社宛にご連絡をいただければ折り返し、ご連絡いたします。

2. 執務における誓約事項

① 社員一同は、在宅中も、手洗い・うがいの励行、マスクの着用、室内換気、検温により、体調管理に努めます。

② 社員一同は、休日を含め、外出する際には感染予防に努めます。また、外出時に公共交通機関は極力利用せず、やむを得ず利用する場合は細心の注意を払い万全を期します。

③ 社員一同は、3密（密閉空間・密集・密接）を避けます。

④ 社員一同は、全社員とその家族の健康を守るため、自分や家族が感染せず、また、知らないうちに他の人を感染させることがないよう感染予防対策の重要性を承知しています。

3. 緊急経済対策への対応について

政府は、我が国経済の未曾有の危機状況下において、過去最大となる事業規模の緊急経済対策を決定しました。その他、税務上の柔軟な取扱い、金融・雇用における事業者支援策等を相次いで打ち出しています。弊社では、これらの施策を研究・熟知し、これらの施策をお客様に有効に活用いただけるよう、手続面等のご支援に努めてまいります。

また、弊社では最新情報を皆様にお届けすべく、税理士法人YMG林会計コロナ対策情報配信サイトを立ち上げております。最新情報を随時アップしておりますので一度ご覧いただければ幸いです。

<https://i7.t.hubspotemail.net/e2t/sc2/MmZ-8ykbwsGW7P25LC8h9kdxW9drqCR7FhBGgW1kd3CT6T6rGCdBzP8M04>

以上_